

岩手県告示第664号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

令和2年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 名称 滝沢市砂込鳥獣保護区特別保護地区
- （2） 区域 滝沢市砂込鳥獣保護区のうち、滝沢市地内の市道第4砂込線と国道4号との交点を起点とし、起点から国道4号を南西に進み岩手県たばこ耕作組合に至る道路との交点に至り、同点から同道路を北に進み岩手県たばこ耕作組合前に至り、さらに同道路を東に進みさらに北に進み堆肥舎前に至り、さらに同道路を東に進みさらに北に進み岩手県鳥獣保護センター前を通り市道第4砂込線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2（1） 名称 五葉山鳥獣保護区特別保護地区
- （2） 区域 五葉山鳥獣保護区のうち、国有林三陸中部森林管理署5、6、17、18、303、304、309、310林班の区域
- （3） 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3（1） 名称 浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区特別保護地区
- （2） 区域 浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区のうち白木山市有林一円の区域
- （3） 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。